

は氏上の人の居處を云しならめ、富者の如く云も、氏上の人なれば也、

〔令義解四繼嗣〕凡三位以上繼嗣者皆嫡相承略○中 其氏宗者聽勅、

〔令義解九喪葬〕凡略○中 別祖氏宗、中略氏宗者、氏中之宗長、並得營墓、

〔令集解四喪葬〕釋云、別祖謂別氏如祖耳、氏宗依繼嗣令聽勅定耳、跡云、別祖謂假土師給秋篠姓之類、

古記云、別祖謂本同族、今別姓也、假令藤原内大臣橘右大臣之類、始別一身也、子孫不合、一云、雖不作別姓、更加姓字亦同、假令高岡連、椎野連、葛井連、大縣史、依網朝臣、大養德宿禰等之類是、一云、雜

戶、陵戶、官戶、家人、奴婢、訴良得免、亦合聽、爲後表故也、氏上謂氏別氏上也、或云、別祖給別姓也、假改

物部爲石上之類也、在釋背

〔姓序考〕氏上

氏上は、姓にかゝはれることならねど、是をいはずれば、このきこえがたきことゝものあれば、さし置がたくして其由を云り、氏上は、宇遲ウヂ乃賀美ノカミと訓べし、氏とは源平藤原秦などのたぐひのもの

を云り、其氏に大氏小氏のけちめあり、そを云は、阿倍氏孝元天皇皇子大彥命之後は大氏なり、是より別

れたる阿倍志斐、阿倍間人、阿倍長田、阿部陸奥、阿倍安積、阿部信夫、安部柴田、安部會津、安倍猿島、阿

倍久努、阿倍小殿和爾部等はみな小氏なり、略○中 小氏は大氏にえたがへるもの也、されど小氏に

も氏上はあなり、大氏衰へぬれば、小氏のさるべき人を以て大氏を繼ことあり、大同元年春正月

壬午、左京人正七位上阿部小殿朝臣眞直、從五位下阿倍小殿朝臣眞出等賜姓阿倍朝臣とみえし

は阿倍小殿氏より大氏の阿倍になれる也、又弘仁三年二月辛亥、左京人阿倍長田朝臣節麻呂、從

七位上阿倍長田朝臣高繼等八人賜姓阿倍朝臣とあるも同例なり、俗言に云は、大氏は本家、小氏

は分家なり、阿倍の大氏は大同のころは衰へたれど、氏人に、家守、東人、小笠、象主、弟當宅、麻呂、犬養、眞勝、益成、鷹野、兄雄等是には父子兄弟十餘人あるに、眞直高繼等の十人を加へられしにて、外の